

令和7年度 スタートアップ等を活用した  
価格転嫁・賃上げ支援事業

募集要項

## 目 次

<b>1 事業概要</b> .....	<b>3</b>
1-1 事業目的 .....	3
1-2 実施スキーム .....	3
1-3 スケジュール（予定） .....	4
<b>2 募集内容</b> .....	<b>4</b>
2-1 応募資格 .....	4
2-2 募集企業数 .....	5
2-3 支援対象者の費用負担.....	5
2-4 応募方法 .....	5
<b>3 支援内容</b> .....	<b>5</b>
3-1 事務局による応募内容の審査・支援決定.....	5
3-2 事前ヒアリング.....	5
3-3 コンサルティング支援.....	6
3-4 デジタルツールのトライアル利用.....	6
3-5 支援の終了 .....	7
<b>4 留意事項</b> .....	<b>7</b>
4-1 支援対象外となる事項.....	7
4-2 支援決定後に支援の中止となる事項.....	7
4-3 支援内容に関する事項.....	8
<b>5 応募者情報の取り扱いに関する事項</b> .....	<b>9</b>
5-1 利用目的 .....	9
5-2 第三者への提供.....	9
<b>6 問い合わせ先</b> .....	<b>9</b>

## 1 事業概要

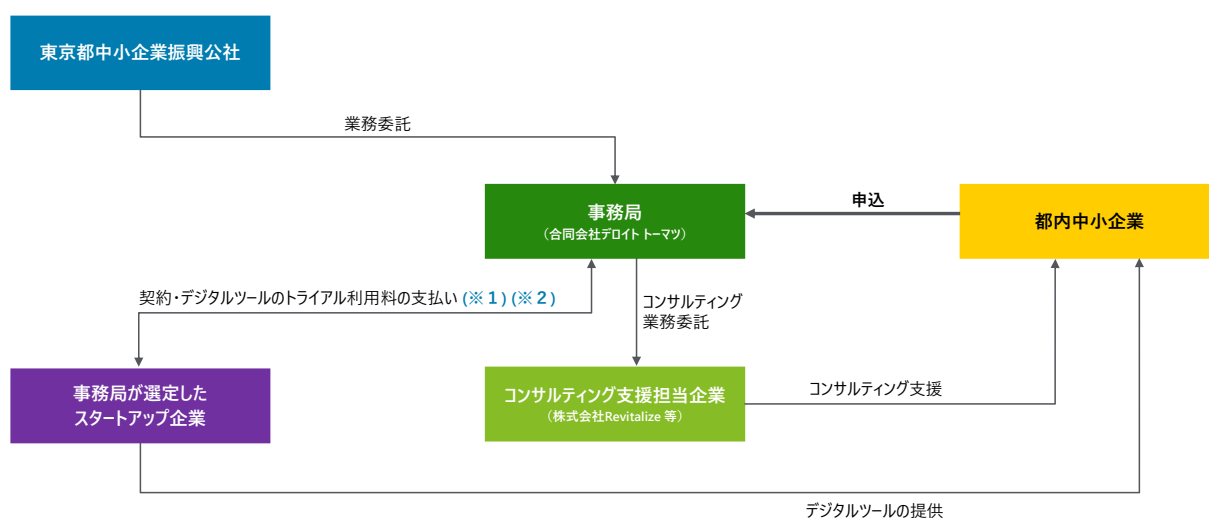
### 1-1 事業目的

人材確保などのため、業績の改善が見られない中でも防衛的に賃上げを行う企業が数多く存在します。その一方で、賃上げにより上昇した人件費や原材料価格の増加に伴うコストを価格に転嫁する必要性が高まっているものの、中小企業での価格転嫁が十分に進んでいない状況があります。

価格交渉に成功した企業の内半数近くが「原価を示した価格交渉」が有効であるとしており、価格転嫁にあたっては材料等の原価計算や人件費シミュレーション等による適正な原価管理を行い、価格交渉の備えをすることが重要です。

そこで、本事業ではスタートアップ等の技術を活用し、中小企業の自社コスト把握を支援することで、都内中小企業の適正な価格交渉に向けた準備を支援するとともに、適正な賃上げやスタートアップの成長も後押しすることを目的とします。

### 1-2 実施スキーム



(※1) 本事業における「トライアル利用」とは、事務局が選定したスタートアップが提供するデジタルツール（無償、有償を問わない）を、一定期間、都内中小企業が自己負担なく利用できることを言います。トライアル利用の条件等は「3-4 デジタルツールのトライアル利用」をご確認ください

(※2) 事務局と事務局が選定したスタートアップとの間で、都内中小企業のデジタルツール利用に関する契約を締結します。デジタルツール利用料は事務局がスタートアップに直接支払いを行うため、本事業に関して都内中小企業とスタートアップ、又は都内中小企業と事務局の間で金銭授受は原則として発生しません。例外的に費用負担が発生するケースは、「3 支援内容」に記載しております。

### 1-3 スケジュール（予定）

本事業は以下のスケジュールで実施します。（応募状況及びコンサルティング支援の状況により、早期に募集を終了するなどの変更が生じる場合があります）

項目	時期	備考
募集期間	令和7年7月9日(水)～	募集企業数の上限に達した場合は、その時点で募集終了
審査・支援決定	令和7年7月中旬より順次	応募受付後随時審査を実施し、概ね一週間程度で審査結果を通知予定（※1）
コンサルティングの実施	支援決定～令和8年2月27日（金）	—
デジタルツールのトライアル利用	契約日～令和8年2月28日（土）	トライアル利用終了後も支援対象者の費用負担で継続利用可能

（※1）審査にあたって応募者に追加の確認事項が生じる場合など、審査結果の通知に時間を要する場合があります

## 2 募集内容

### 2-1 応募資格

本募集に応募できる者は、以下に示す要件を全て満たす者としてします。

- ① 東京都内に登記簿上の本店または支店がある中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）であること
- ② いわゆる「みなし大企業」（下記 a. ～c. の要件のいずれかに該当）でないこと
  - a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
  - b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している
  - c. 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているなお、「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当しないものをいう。ただし、以下は除く。
  - ・ 中小企業投資育成株式会社
  - ・ 投資事業有限責任組合

## 2-2 募集企業数

本事業では100社を目安として支援対象者を募集します。

## 2-3 支援対象者の費用負担

コンサルティング支援及びデジタルツールのトライアル利用に関しては、原則、支援対象者の費用負担は発生しません。費用負担が発生するケースは、「3 支援内容」に記載しております。

## 2-4 応募方法

本事業のウェブサイト (<https://kakaku-chinage-tokyo.jp/>) から、応募フォームに必要事項を入力の上ご応募ください。

応募にあたっては発行日から6ヶ月以内の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届の写し）を提出いただきますので、事前にご準備ください。

フォームからの応募を事務局にて受付後、自動で応募受付完了メールをお送りします。

翌営業日終了時間までに応募受付完了メールが届かない場合は、事務局宛てに電話でご連絡ください。なお、電話でご連絡いただくにあたっては、応募受付完了メールが「迷惑メールフォルダ」や「削除フォルダ」の中に入っていないか、一度お確かめください。

## 3 支援内容

### 3-1 事務局による応募内容の審査・支援決定

事務局では、応募内容をもとに審査を実施し、支援の可否を判断します。審査にあたって応募者に追加の確認事項が生じた場合には、事務局から個別にメールまたは電話での情報照会を行う場合があります。審査結果については、結果の如何に関わらず全ての応募者に対してメールで連絡します。

### 3-2 事前ヒアリング

申込内容の確認後、コンサルタントから支援対象企業に対し、事業趣旨・目的や支援内容の説明を行うとともに、支援対象企業の価格転嫁や賃上げに関わる経営課題、支援ニーズ等に関する事前ヒアリングを実施します。

### 3-3 コンサルティング支援

事前ヒアリングの内容をもとに、価格転嫁や賃上げの実施方針の策定、デジタルツール導入前のデータ保有状況確認、デジタルツールに求められる要件定義等のコンサルティングを行います。デジタルツール導入後においては、効果的なデジタルツールの利用が実現できるよう、算出された数値の解析・評価や新たなシミュレーション条件の検討などのコンサルティングを実施します。この一連のコンサルティングについては、5回を目安に実施します。

### 3-4 デジタルツールのトライアル利用

コンサルティング内容を踏まえ、トライアル利用としてデジタルツールを導入することができます。本事業では、以下の条件でデジタルツールの導入及び利用に係る費用を事務局が負担します。

- ① 導入可能なデジタルツールは、事務局が別に提示する一覧（別紙1）の中から選択いただきます（一覧に登載されたもの以外の導入は不可）
- ② 一の支援対象者に対し、トライアル利用に係る事務局の利用料負担の上限額は1,000,000円（税込み）です
- ③ デジタルツールの導入時期に関わらず、本事業におけるデジタルツールのトライアル利用の期限は令和8年2月28日（土）23:59までです
- ④ ②利用料負担の上限額、③トライアル利用期限のいずれかに到達した段階で、本事業におけるトライアル利用は終了します。なお、翌月以降は、支援対象者の自己負担により継続的な利用が可能です。
- ⑤ デジタルツールのトライアル利用に関し、利用料の累計額が利用料負担の上限額を超過する場合には、超過分の利用料は支援対象者の負担とします。

【例】月額利用料50,000円（税込み）のデジタルツールを利用した場合で、n月時点の利用料負担実績が970,000円（税込み）、n+1月時点で1,020,000円（税込み）に達するときには、n+1月は30,000円分（税込み）をトライアル利用の範囲とし、超過する20,000円分（税込み）を支援対象者の負担とします。

- ⑥ トライアル利用するデジタルツールの最低利用期間がトライアル利用期間の期限を超過する場合、超過する期間分の利用料は支援対象者の負担とします。

【例】デジタルツールの最低利用期間が6か月で、トライアル利用の開始が1月からの場合、支援対象期間である1月から2月分の利用料相当額（2か月／6か月分）は本事業における支援の対象となり、残る4か月分の利用料は支援対象者の負担となります。

- ⑦ 本事業における支援の終了後もトライアル利用したデジタルツールを継続利用したい場合には、支援対象者の費用負担にて個別にスタートアップ等と契約を継続してください。
- ⑧ 本事業で複数のツールを同時にトライアル利用することはできません。

### 3-5 支援の終了

コンサルティング支援及びデジタルツールのトライアル利用終了をもって、本事業における支援は終了します。なお、支援対象者は、事務局からアンケートや実施結果に係る調査の協力依頼を受けた場合は、必ず協力してください。

## 4 留意事項

### 4-1 支援対象外となる事項

応募者が次のいずれかに該当すると事務局が判断した場合は、本事業における支援の対象外とします。

- 法令等若しくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
- 応募時点までの過去5年間に、法令等に違反した事実を事務局が認めた場合
- 応募時点までの過去5年間に、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こした事実を事務局が認めた場合
- 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものである場合
- 事務局が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断した場合
- 申込みに際し虚偽の情報を記載し、その他公社及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- その他、公社及び事務局が支援対象者として不適切と判断したとき

### 4-2 支援決定後に支援の中止となる事項

支援対象者が次のいずれかに該当すると事務局が判断した場合は、通知又は催告若しくは協議のうえ、支援を中止する場合があります。

- 支援決定後に、支援事業者が支援の受け入れを辞退したとき
- 応募フォーム等で申告いただいた連絡先に連絡がつかない状態が一定期間続いたとき
- 支援対象者の主体的な参加が見込めないと事務局が判断したとき
- 応募時に申告された内容と異なる事実が認められたとき
- 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき
- 「2-1 応募資格」に記載する要件を満たさなくなったとき
- 「4-1 支援対象外となる事項」に該当すると事務局が判断したとき

- 支援対象者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき
- 応募時点から支援の終了までの間に、法令等に違反したとき
- 応募時点から支援の終了までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき
- その他、公社及び事務局が支援の継続が困難であると判断したときや支援対象者として不適切と判断したとき

#### 4-3 支援内容に関する事項

コンサルティング支援及びデジタルツールのトライアル利用にあたっては、以下の点に留意してください。

- 本支援（コンサルティング及びデジタルツールのトライアル利用のことをいう。以下同じ。）は原価・人件費管理や従業員の賃上げに課題を抱えており、本事業を利用して適正なコスト管理や賃上げに向けて準備を行いたい事業者を支援対象としています。単にデジタルツールの利用のみを目的としている場合は支援対象とならない場合がございます。
- 本支援の実施場所は首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県）内とします
- デジタルツールの導入は支援対象者の責任において判断してください。デジタルツールの導入によって生じる損害その他あらゆる影響等について、公社、事務局、コンサルタント等は一切の責任を負いません
- 本支援を受ける権利又は地位を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分をすることはできません
- 支援対象者が「支援決定後に支援の中止となる事項」に該当する場合で、支援の中止を事務局が決定した場合には、事務局が負担した本支援に係る費用相当額を当該支援対象者に対して請求する場合があります。
- デジタルツールのトライアル利用の範囲に、事務局が提示する一覧に掲載されているもの以外の利用料（例えば、サーバー利用料や関連する他サービス利用料等）を含めることはできません
- 事務局が提示する一覧に掲載されているデジタルツールについて、当該デジタルツールに予め設定されている機能拡張オプションについては、本事業におけるデジタルツールのトライアル利用の範囲に含むことができます。なお、利用料負担の上限額を超過する場合や新たにシステム開発に係る負担が生じる場合などは、この限りではありません
- 特定のハードウェアの導入を前提とするデジタルツールを導入する場合であって、当該ハードウェア利用に係る費用がデジタルツールの利用料に含まれている場合（ハードウェアの所有権はデジタルツールを提供するスタートアップ等に帰属し、デジタルツール

の利用を解約したときにハードウェアがスタートアップ等に返却される場合等)は、ハードウェア利用に係る費用もデジタルツールのトライアル利用の範囲内とみなします。ただし、ハードウェアを支援対象者が購入する場合には、当該購入費用はトライアル利用の対象外とします

## 5 応募者情報の取り扱いに関する事項

応募者から収集した個人情報は、公益財団法人東京都中小企業振興公社個人情報保護指針(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>)に基づき管理します。また、本事業における取り扱いについては、下記「5-1 利用目的」「5-2 第三者への提供」をご確認ください。

### 5-1 利用目的

本事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。また、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。事業案内やアンケート調査依頼等を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

### 5-2 第三者への提供

第三者への提供は原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。

- 目的：公社からの行政機関への事業報告又は行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等（事業案内やアンケート調査依頼等を辞退される方は、事務局までご連絡ください。）
- 項目：氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容
- 手段：電子データ、プリントアウトした用紙

## 6 問い合わせ先

事務局（合同会社デロイト トーマツ）

TEL：03-6213-1300（事務局代表）

メール：smb\_info\_kosha@tohmatu.co.jp

受付時間：平日 9:30～17:30 まで（土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く）

※本事業は公益財団法人東京都中小企業振興公社より合同会社デロイト トーマツが受託し運営しています。

## デジタルツール一覧

No.	機能分類	提供企業名	デジタルツール名	機能・特徴概要
1	原価管理	株式会社建設 ドットウェブ	どっと原価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建設・工事業に特化し、工程別・現場別の人件費や材料費を正確に把握できる機能を持つ。</li> <li>■ 適正な原価管理を通じて、取引先との価格交渉に具体的な裏付けを提供可能。</li> </ul>
2	原価管理	株式会社 KOSKA	GenKan	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ センサを活用し、帳票への記入なしで製造現場での工数・原価を自動取得する機能を持つ。</li> <li>■ 多品種少量生産の案件ごとの原価管理を実現し、赤字案件の特定や価格交渉時の根拠を示すことが可能。</li> </ul>
3	原価管理	株式会社 DrumRole	DrumRole	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 製造に必要な材料・外注工程・社内製造コスト（時間・費用）を記録、原価として可視化する機能を持つ。</li> <li>■ 工数管理から原価計算までを一元化し、無駄なコストの見直しにより利益の最適化に貢献可能。</li> </ul>
4	原価管理	株式会社ネクスタ	SmartF	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バーコードとハンディ端末で原価管理が可能。詳細な情報も全てデータでチェック。圧倒的な機能数で、あらゆる製造業の会社様に対応。</li> <li>■ 工程ごとに人件費や生産実績の見える化、管理も容易にできるように。</li> </ul>
5	原価管理	株式会社 room	FA room	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存の会計データを活用し、原価差異分析・予実管理に加え、計算式を活用した原価シミュレーション機能を備える。</li> <li>■ 原価構造を可視化し、価格設定や交渉を具体的で説得力のある形で支援可能。</li> </ul>
6	人件費管理	Jinjer 株式会社	jinjer	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ クラウド型人事労務システム。勤怠・給与データを一元管理し、その活用により、部門別や拠点別の人件費を可視化。</li> <li>■ 管理された人件費データにより、価格転嫁交渉や賃上げ対応に活用することが可能。</li> </ul>

7	人件費管理	One 人事株式会社	One 人事	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 勤怠・給与・人事評価を一括管理し、人件費集計と評価制度を効率化する機能を持つ。</li><li>■ 人件費、賃金情報の可視化のデータを活用・可視化・分析、評価に基づく賃上げ判断を支援。</li></ul>
8	業務効率化 原価管理	株式会社インター パーク	サスケ Works	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 申請や管理など、現場業務に即したアプリをノーコードで構築できる汎用プラットフォーム。</li><li>■ 作業時間などの業務データを活用し、原価の把握や価格交渉の材料としても活用可能。</li></ul>
9	業務効率化 原価管理	株式会社カミナシ	カミナシ	<ul style="list-style-type: none"><li>■ チェック表など、現場の帳票類をノーコードでアプリにし、ペーパーレス化と点検・記録業務の効率化を実現。</li><li>■ 業務効率化による人件費の削減や、品質管理の徹底に伴うコストの価格転嫁が可能。</li></ul>